

事故防止 68号
2023年7月18日

各都道府県知事
各保健所設置市長 殿
各特別区長

公益財団法人 日本医療機能評価機構
医療事故情報収集等事業
執行理事 後 信
(公印省略)

医療事故情報収集等事業 「医療安全情報 No. 200」の提供について

平素より当事業部の実施する事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、医療事故情報収集等事業において収集した情報のうち、特に周知すべき情報を取りまとめ、7月18日に「医療安全情報 No. 200」を当事業参加登録医療機関並びに当事業参加登録医療機関以外で希望する病院に提供いたしましたのでお知らせいたします。

なお、この医療安全情報を含め報告書、年報は、当事業のホームページ (<https://www.med-safe.jp/>) にも掲載いたしておりますので、貴管下医療機関等に周知いただきご活用いただければ大変幸いに存じます。

今後とも有用な情報提供となるよう医療安全情報の内容の充実に努めてまいりますので、何卒ご理解、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。



医療事故情報収集等事業

医療 安全情報

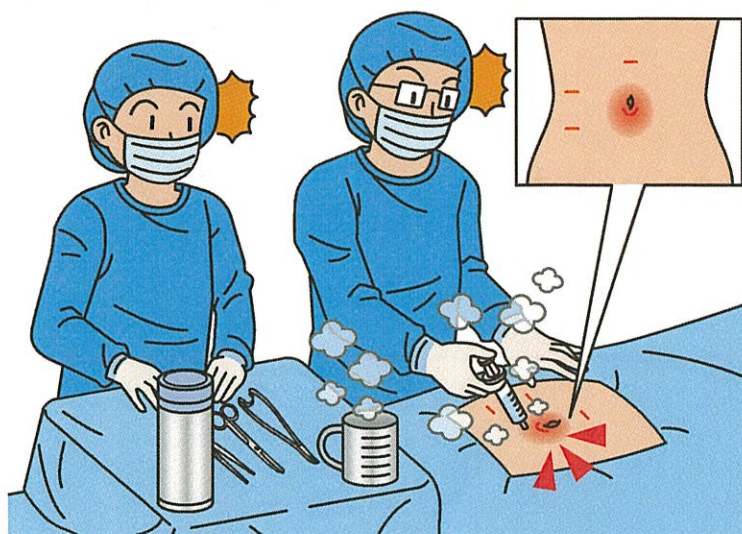
No.200 2023年7月

腹腔鏡の曇り止め用の湯による熱傷

腹腔鏡手術の閉創時に、腹腔鏡の曇り止めを使用する熱い生理食塩液や蒸留水で皮下や皮膚を洗浄したことにより、熱傷を生じた事例が4件報告されています(集計期間:2017年1月1日～2023年5月31日)。この情報は、[第55回報告書「事例紹介」](#)で取り上げた内容をもとに作成しました。

腹腔鏡手術の閉創時に、温かい生理食塩液で皮下や皮膚を洗浄するところ、腹腔鏡の曇り止め用の熱い湯で洗浄したため、熱傷が生じた事例が報告されています。

事例のイメージ



主な背景

- ・ 器械出し看護師は、皮下洗浄の経験がなく焦っており、洗浄のための生理食塩液を新しく準備せず、曇り止めに使っていた湯を執刀医に渡した。
- ・ 器械出し看護師は、曇り止め用の湯を準備してから時間が経過しているため、温度は下がっているだろうと思った。
- ・ 器械出し看護師は曇り止めに使っていた湯に手を入れたが、手袋を2重に装着していたため熱いと感じなかった。
- ・ 器械出し看護師は洗浄用の温かい生理食塩液を準備すると伝えたが、術者は準備を待たなかった。

腹腔鏡の曇り止め用の湯による熱傷

事例 1

執刀医は、腹腔鏡手術の閉創時に皮下を洗浄すると器械出し看護師に伝えた。本来は保温庫から生理食塩液を取り出して使用するが、器械出し看護師は皮下洗浄の経験がなく早く渡そうと焦った。その際、器械出し看護師は、腹腔鏡の曇り止めに使っていた熱い滅菌精製水は準備をしてから時間が経過しているので温度が下がっているだろうと思い、カップに移して渡した。執刀医は通常より温度が高いと感じたが、そのまま洗浄したところ、患者の臍部に3～4cmの表皮剥離を生じた。

事例 2

執刀医は腹腔鏡手術の閉創後に皮膚を洗浄することにした。温かい生理食塩液が清潔野になかったため、看護師は腹腔鏡の曇り止めに使っていた蒸留水をカップに移した。看護師は蒸留水に手を入れたが、手袋を2重に装着していたため熱いと感じず、執刀医に渡した。執刀医が皮膚を洗浄したところ、患者の腹部に熱傷を生じた。

事例が発生した医療機関の取り組み

・腹腔鏡の曇り止め用の湯を、皮下や皮膚の洗浄に使用しない。

上記は一例です。自施設に合った取り組みを検討してください。

※この医療安全情報は、医療事故情報収集等事業（厚生労働省補助事業）において収集された事例をもとに、本事業の一環として総合評価部会委員の意見に基づき、医療事故の発生予防、再発防止のために作成されたものです。

本事業の趣旨等の詳細については、本事業ホームページをご覧ください。 <https://www.med-safe.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。



公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル

電話：03-5217-0252(直通) FAX：03-5217-0253(直通)

<https://www.med-safe.jp/>